# 会 議 録

会議の名称	第79回行田市都市計画審議会
ム成ツ石柳	平成30年1月16日(火)
開催日時	開会:午後2時 閉会:午後4時
開催場所	行田市産業文化会館2階 第2会議室
出席者(委員) 氏 名	國島健一 朽木 宏 大野久美子 小川雅以 田尻 要 高橋弘行
	江川直一 吉澤 隆 鈴木紀之 赤沼一彦 (名簿順・敬称略)
	※幹事 藤原都市整備部長 五十幡都市計画課長
欠席者(委員) 氏 名	梁瀬里司 三ツ木久 (名簿順・敬称略)
事務局・担当課	【都市計画課】 黒澤主幹 金古主査 吉田主事 鴨田主事
会議内容	議第1号 行田都市計画道路の変更について (意見聴取) 議第2号 行田都市計画道路等の変更について (諮問) 議第3号 都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更について (意見聴取)
	(資料名・概要等)
会 議 資 料	① 次第
	② 資料 行田都市計画道路等の変更に係る関係図書
	   ③ 参考資料1 長期未整備都市計画道路の変更一覧
	   ④ 参考資料2 行田都市計画用途等に係る新旧対照図
	   ⑤ 参考資料3 都市計画法第34条第11号区域指定状況図の変更前変更後
	  ⑥ 説明資料 行田都市計画道路等の変更および都市計画法第34条第11号
	に基づく区域の変更について
	⑦ 行田市都市計画審議会条例
	⑧ 行田市都市計画審議会名簿
	<ul><li>⑨ 行田市都市計画審議会 会議傍聴要領</li></ul>
その他必要	体味しない
事 項	傍聴人なし

発 言 者	会議の経過(議題・発言内容・結論等)
	1 開会
	・資料確認
	2 あいさつ
	・藤原幹事あいさつ
	3 会長及び会長職務代理者の選出について
	・互選により小川委員が会長に選出
	・会長の指名により田尻委員が会長職務代理者に選出
	4 議事
	審議
	議第1号 行田都市計画道路の変更について (意見聴取)
小川会長	・平成29年12月20日付け行都第1157号にて、市長より行田
	都市計画道路等の変更について、それぞれ諮問及び意見聴取があった。
	・はじめに議第1号 行田都市計画道路の変更について、幹事に説明を求
	める。
五十幡幹事	・議第1号 行田都市計画道路の変更について、担当より説明させてい
	ただく。
	┃■ 説明資料及び資料、参考資料1を用い、担当から説明
	如于到了学也。黄色(t)。 10.11 7 医 4 医 4 (t) 1 4 7 0 2
小川会長	・都市計画道路の整備における優先順位等はあるのか。
吉澤委員	・県決定の都市計画道路は、さまざまな視点から都市計画決定される。国道 125
	号行田バイパスのような、まちをネットワークで繋ぐ広域幹線道路や、市街地 における思考な歴頃するよののほか、またばくりり、 はかなぎ晩郷の形式が便
	における県道を拡幅するもののほか、まちづくりと一体的な道路網の形成が優
	光順位づけの依拠としている。また、各市町村で行われる開発等の面的整備に     あわせ、それらに対応する道路が必要であると判断された場合は、その順位を
	めわせ、それらに対応する追路が必要であると判断された場合は、その順位を     上げて整備を行うこととしている。
國 島 委 員	上りて登備を行うこととしている。    ・今回廃止予定の行田北口通荒木線の荒木区間では、現道を大型車両が通行す
四四女只	・「回廃止」をの11日北口通爪不縁の爪不区間では、現道を大空車両が通119     る際、狭隘のためセンターラインを越えることがあるが、それについて考慮さ
	る際、妖魔のためピング・ブインを越えることがあるが、ですがに がく 行悪さ    れているのか。
五十幡幹事	***

廃止は検証結果によるところが大きいが、住民の安全性や快適性を第一に考え 道路を拡幅する必要がある。対応としては、現道の佐野行田線が県道であるこ とから、地域住民の理解・協力を得た中で、県へ拡幅等の安全対策について要 望も考えていく。

高橋委員

・今回の案件の多くは50年以上前に都市計画決定されているが、これまで何の措置もされなかった理由はあるのか。

金古主查

・当初、都市計画上の考えとして、都市計画道路が廃止されることは原則認められていなかった。少子高齢化や人口減少等の社会情勢の変化に伴い、道路整備の目処が立たず、建築制限が課せられている状況への対策として、県の策定した都市計画道路の見直し指針にあわせ、見直しを行ったところである。

高橋委員

・行田北口通荒木線については、土地区画整理事業の計画がなくなったため、 廃止に至ったということか。

金古主査

・当該都市計画道路の起点である行田市駅北口周辺地域は、土地区画整理事業の計画があり、人口増加や車両交通量の増加が見込まれたことから、都市計画 道路として位置づけていたが、事業が中止となったことから、今回道路を廃止 することになった。

五十幡幹事

・平成15、16年において、土地区画整理事業について実施した住民アンケートの結果、事業が白紙となった経緯がある。

江川委員

・荒木小学校付近の星川に架かる棒川橋や、その近くの歩道がない区間の安全 対策が必要と思われるが、都市計画道路として廃止されない区間は、現状のま まとなるのか、あるいは整備される予定があるのか。

吉澤委員

- ・今回の都市計画決定の変更は、社会情勢の変化に対するもので、バイパスのような新設道路の計画を廃止し、現道を活用していくものと考えられる。なお、現在の県道と重複する計画道路については、優先的に必要な箇所を計画幅員どおり整備していくものである。
- ・また、近年において長期にわたり未整備の都市計画道路について、建築物等 へ制限をかけ続けるべきではないとされたことで、将来のまちづくりと合致す るよう変更するものである。

國島委員

・新たに道路を設ける計画を廃止することから、現道の歩道設置や拡幅を行っていくというながれになるのか。

吉澤委員

・そのような対応が必要になってくることは想定している。

# 審議

小川会長

・議第1号 行田都市計画道路の変更についてお諮りする。議第1号について、本日の審議内容を踏まえた上で、意見を付し、市長へ回答することで、異議はないか。

## (異議なし)

・異議ないものと認め、審議内容を踏まえた意見を付し、市長へ回答 させていただく。

# 審議

議第2号 行田都市計画道路等の変更について(諮問)

議第3号 都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更について(意見聴取)

小川会長

・議第2号及び議第3号は相互に関連することから、一括して議題とする。 幹事に説明を求める。

五十幡幹事

- ・議第2号 行田都市計画道路等の変更、及び議第3号 都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更について、担当より説明させていただく。
- 説明資料及び資料、参考資料1~3を用い、担当から説明

高橋委員

・昭和通線の一部が廃止されることで、市の南北を通る計画道路がなくなるが、 今後の道路の発展性に見込みはあるのか。

藤原幹事

- ・都市計画道路については、将来のまちづくりの観点から計画しているものであり、昭和通線を廃止することで、南北道路としての役割を常盤通佐間線に移行していくものである。
- ・また、常盤通佐間線が整備されることで、廃止後の南北方向の断面交通量に おいて、想定される混雑度が一定であることからも、交通上の支障はないもの としている。

高橋委員

藤原幹事

- ・常盤通佐間線については具体的な計画スケジュールはあるのか。
- ・現段階では、常盤通佐間線をいつまでに完成させられるか断定することはできない。整備内容について、市と県との検討会議により協議・調整を行う中で、

見通しを立てようとしている段階である。

# 吉澤委員

- ・なお、昭和通線については、住宅密集地を通る箇所もあり、実際に整備した 場合の期間や予算上の課題が、常盤通佐間線以上のものになると考えられる。
- ・常盤通佐間線の北へ続く道路は、関係団体である道路促進期成同盟会からの要望もあり、3分の2程度まで整備したところである。同盟会からは、整備済み箇所から北側部分において、引き続き行っていくこととあわせ、南側に伸びる常盤通佐間線の整備についても要望を受けたところである。
- ・なお、事業上の課題としては、主に農地への道路整備と比べ事業費が高くなることが想定され、具体的には、秩父鉄道の横断箇所の構造や、住宅を含む用地買収費、現在の計画線が早期整備に耐えうる計画決定がなされているか等について、検討・調整を行っているところである。

#### 高橋委員

・市による用地買収については、現在全体の約40%を買収済みとのことであり、残りの約60%の買収が進まなければ、市の南北を通る道路がなくなってしまう恐れもある。

#### 吉澤委員

・市による先行的な用地買収については、状況を理解しているところである。 約50年以上前に計画決定された道路を実際に県で整備した場合、立体交差を はじめとする道路整備に伴うさまざまな課題が生じるため、県と市で検討・調 整し解消を図っているところである。

## 小川会長

・今回の計画道路が廃止されることについて、現道で対応できるとの説明があったが、その判断基準等の根拠はどうなっているのか。

# 藤原幹事

・南北方向の交通の観点からとすると、今回廃止となる路線の影響を受ける他の主要幹線道路を含め、見直しをした場合と、しなかった場合の各路線の断面交通量を推計した。その結果、全体の混雑度が基準値の1.25を下回り、混雑する時間帯においても、一定時間で解消されるものとしている。

# 小川会長藤原幹事

- ・本市における将来的な車社会への対応としては、どのように考えているか。
- ・今回の廃止については、20年後、30年後の将来都市像を見据えて行うものとしている。一方で、都市計画事業とは別に、今ある道路をどのように整備・改良を行っていくかが大事なことであると考えている。

#### 小川会長

・現在、南北道路が不足している状況であり、特に常盤通佐間線については、 県や市の協力の下、早期整備をする必要がある。整備時期や予算確保について、 前進してもらいたい。

#### 5

鈴木委員

・11号の区域指定について、都市計画道路がなくなることで、区域外道路からの接道等により、当初指定の基準から外れてしまうようなことはないか。

藤原幹事

・区域指定については、現在ある公共施設の設置要件等を踏まえ決定している ものであり、担保されているものと考えている。

鈴木委員

・都市計画道路を前提に区域指定しているわけではないということか。

藤原幹事

・そのとおりである。

高橋委員

・全体スケジュールにおいて、住民説明会及び説明公聴会の開催とあるが、具体的には、どの程度の人数が参加し、どのような意見があったのか。

五十幡委員

・住民説明会は7月19日に谷郷地区で57名、20日に長野・桜町地区で26名、21日に荒木地区で15名の参加があった。

・説明公聴会については、8月18日に行田市産業文化会館第2会議室で開催したが、参加者なしであった。

藤原幹事

・主な意見として、都市計画決定の変更が行われる具体的な日程や、廃止となる計画道路に対する代替案について挙げられていたが、廃止そのものに対する 反対意見はなかった。

高橋委員

・地区ごとの対象者は何名か。

藤原幹事

・谷郷地区が230名、長野・桜町地区が148名、荒木地区が40名である。

高橋委員

・全ての対象者が承諾したということか。

藤原幹事

・意見等はなかったということである。

江川委員

・計画道路が廃止されることに伴い、地価へ直接影響が出ることはあったか。

五十幡幹事

・関係部署へ確認したところ、基本的には現況地目など、土地そのものが変わらなければ、地価への影響はないとのことである。

赤沼委員

・谷郷地区の用途境界線が変わることで、既存不適格となる世帯はどのくらい あるのか。

藤原幹事

該当となるのは11世帯である。

赤沼委員

・対象者から了解は得られているのか。

五十幡幹事

・説明会に出席してもらった方には、当日説明を行い、欠席した方には改めて 市から関係資料を送付し、意見を募ったところであるが、それに対する意見・ 質問等は受けていない。

赤沼委員

・建築制限が厳しくなる地域において、何らかの緩和措置はないか。

藤原幹事

・具体的にそのような予定はないが、個別に対応していきたいと考えている。

#### 赤沼委員

・建築可能な区域を増やしていくこと自体はいいが、既存不適格となる建物については、緩和・経過措置あるいは補償等の代替となる対応について、検討してもらいたい。

## 五十幡幹事

・今後検討していきたい。

# 採決

#### 小川会長

- ・それでは、議第2号 行田都市計画道路等の変更について採決に移らせていただく。
- ・原案のとおり可決することに異議はないか。

## (意義なし)

・それでは、議第2号 行田都市計画道路等の変更については全会一致により、原案のとおり可決させていただく。

# 審議

# 小川会長

・議第3号 都市計画法第34条第11号に基づく区域の変更についてお諮りする。議第3号について、本日の審議内容を踏まえた上で、意見を付し、市長へ回答することで、異議はないか。

#### (異議なし)

- ・異議ないものと認め、審議内容を踏まえた意見を付し、市長へ回答 させていただく。
- ・本日の議事については、これで結審とさせていただく。

# 審議終了

# 5 事務連絡

・前回審議事項(行田都市計画生産緑地地区の変更(星河第1号生産緑地地区)) の告示日(平成29年8月9日行田市告示第209号)について報告

#### 6 閉会